令和８年８月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月3日	8月18日	**ごみ収集分別について** 　沼津市のごみ行政には日頃よりご尽力いただきありがとうございます。 　プラスチック資源ごみの分別について意見をお伝えします。 　現在の分別ルールは非常に細かく、市民にとって分かりにくい部分が多いと感じています。特に、洗浄済みの食品トレーであっても市では回収せず、店頭回収を利用するよう求められている点には疑問があります。 　毎週プラごみに赤い札を貼って置き去りにしていることについて、極めて不快に感じております。 　市のホームページでは、日本容器包装リサイクル協会の品質基準を満たすためであることは理解しました。しかし、市民の立場からすると、リサイクル協会との運用上の事情よりも、分別のしやすさや利便性の方が重要です。 　洗浄された食品トレーまで市が回収対象外としていることは、市民の負担を必要以上に増やしているように感じます。また、店頭回収を利用できない高齢者や車を持たない方にとっても不便ではないでしょうか。 　環境保全やリサイクルの重要性には賛同していますが、市民が継続しやすい制度であることも同じくらい重要だと思います。 　つきましては、 ・洗浄済み食品トレーの市による回収の再検討 ・より分かりやすく簡素な分別ルールへの見直し ・市民の利便性を重視した制度改善 についてご検討いただければ幸いです。 　今後も市民の意見を取り入れながら、より利用しやすいごみ収集制度となることを強く期待しております。	この度は貴重なご意見ありがとうございます。 　市民の皆様の高い環境意識のなか、本市のごみ分別についてご理解ご協力をいただいていることは、着実にごみの減量や資源化に寄与しております。 　その一方、複雑で難しいなどの声もいただいており、課題の一つとして認識しております。 　今回ご指摘の「洗浄済み食品トレー」につきましては、週１回の「プラスチック製容器包装の日」に回収を行っており、専門業者にてリサイクルしております。 　このうち、汚れが落ちない物や落とすことが難しい物は、リサイクルに適さないため、燃やすごみに出していただくようお願いしております。 　また、最近では「すまいるしょっぷ」に認定されたスーパーなどが自主的に店頭回収をしている事例も多く見受けられます。 　今後の「洗浄済み食品トレー」の排出につきましては、ご自身の負担にならない方法を選択していただきますようお願いいたします。 　市では、ごみの分別方法を、「ごみの分別・減量ガイドブック」やホームページ、ごみ分別アプリなどで周知を図っておりますが、今後もより多くの方にご理解いただけるよう周知啓発に努めてまいります。 　なお、ごみの分別についてご不明な点がございましたらクリーンセンター（℡933－0711）までお問い合わせください。 　次に、「より分かりやすく簡素な分別ルールへの見直し」についてですが、現在計画している新たな焼却施設の稼働にあわせ、燃やすごみの対象品目の拡大やプラスチックの回収方法など、分別方法の簡素化や分別区分の見直しを行うための検討を行っております。 　この検討結果がまとまり次第、市民の皆様に新たな分別方法をお示ししたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	クリーンセンター

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月3日	8月17日	**公共施設におけるLPガス設備の安全対策について** 令和8年熊本地震では、イオンモール熊本において爆発事故が発生し、その原因としてLPガスの漏えいの可能性が報じられています。大規模災害時にはガス設備が重大事故につながる恐れがあることから、市民として大変不安を感じています。 そこで、沼津市に以下の点についてお伺いします。 1. 沼津市が管理する公共施設のうち、LPガスを使用している施設はありますか。 2. 使用している施設がある場合、地震時のガス漏えい防止対策や緊急遮断装置、定期点検など、どのような安全対策を講じていますか。	公共施設の安全対策にご意見をいただき、ありがとうございます。 まず、LPガスを使用している施設についてですが、本市が管理する公共施設においては、都市ガスが整備されていない地域に立地する地区センターの給湯設備や、小中学校の調理場設備等に、LPガスを使用しております。 各施設では、非常時に自動で遮断可能な装置を設置した上で、定期的な点検を行うなど、適切な安全対策を講じております。 今後とも、市民の皆様が、安心して利用ができるよう、すべての公共施設の安全管理に努めてまいります。	資産活用課
8月3日	8月20日	**スクールバス及び路線バスにおける車内置き去り防止対策について** 令和8年7月15日、伊豆箱根バスの路線バスにおいて、運転手が沼津駅発・三島駅行きのバスの運行終了後、終点で車内点検を行わず、小学校低学年の児童を約15分間車内に置き去りにしたとの報道がありました。報道によれば、運転手は車内確認を怠ったままコンビニエンスストアへ買い物に出掛けていたとのことであり、真夏の昼間であれば熱中症など命に関わる重大事故につながる可能性もあった極めて危険な事案であると考えます。 沼津市では、一部の学校においてスクールバスとして路線バスを活用していると承知しています。そこで、以下の点についてお伺いします。 1. スクールバスとして運行される路線バスについて、児童・生徒の車内置き去りを防止するため、沼津市はバス事業者に対しどのような安全対策や指導を行っていますか。 2. バス事業者に対し、運行終了時の車内点検や乗客の降車確認などについて、実施状況を確認・把握していますか。 3. 今回の事案を受け、市としてスクールバスを運行する事業者に対し、注意喚起や安全対策の再確認を行う予定はありますか。 4. また、スクールバスに限らず、一般路線バスにも子どもや高齢者、障がいのある方など、自力で降車できない、あるいは置き去りとなる危険性が高い利用者が乗車する可能性があります。公共交通を所管する行政として、市内の路線バス事業者における車内置き去り防止対策の実態を把握していますか。 5. 今後、バス事業者と連携し、運行終了時の車内点検の徹底や再発防止策について確認・要請を行う考えはありますか。 公共交通は市民の生活を支える重要な交通手段であり、安全性の確保は何よりも優先されるべきです。特に子どもや高齢者など配慮を要する利用者が安心して利用できるよう、市としても事業者と連携し、再発防止に努めていただくようお願いいたします。	日頃より本市教育行政に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。 いただいた御意見のうち1、2、3につきましては、学校運営に関するものであるため、教育委員会から回答いたします。 児童生徒が通学に利用している路線バスの安全対策や指導につきましては、各学校とバス事業者の間で、気象状況等による休校への対応や、事故や渋滞による遅延への対応など児童生徒の安全対策を双方で確認をする定例打ち合わせの場において、置き去り防止の徹底について協議・確認しております。 運行終了時の車内点検や乗客の降車確認につきましては、バス事業者に確認をとっておりませんが、学校としては、教職員が路線バスに途中まで同乗したり、バス事業者と学校が緊急時にとる連絡手段を確保したりするなど、置き去り防止を含めた児童生徒の安全確保を第一に考えた体制をとっています。 また、学校敷地内までバスが乗り入れている路線については、乗車や下車の確認を運転手と教職員が一緒に行っております。 今回の置き去り事案を受け、市教育委員会としましては、バス通学を実施している各校に向け、バス事業者に運行終了時の車内点検や乗客の降車確認など置き去り防止について再確認するよう通知したところであります。 今後につきましても、子供たちが安全かつ快適に移動できる通学環境の整備に努めてまいります。 いただいた御意見のうち4、5につきましては、バス事業者に関するものであるため、まちづくり政策課から回答いたします。 路線バスにおける置き去り防止対策については、各事業者において国の通知等に沿ったマニュアルを作成し、そのマニュアルに基づいて実施しているものと把握しています。 また、夏季における重点的な置き去り防止の徹底について周知するとともに、今回の事案を受け、各事業者に対し改めて置き去り防止について徹底するよう依頼したところです。 公共交通における安全性の確保は大変重要であり、特に夏季は車内の温度も高温になるなど、人命に大きくかかわる事態になることも考えられることから、その対策は極めて重要であると認識しています。 今後とも、事業者と連携し、利用者の皆様が安心して利用できるよう、安全の確保に努めてまいります。	学校教育課 まちづくり政策課

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月7日	8月24日	**火災情報の配信について** 　数年前に富士市から転入したこともあり、令和7年11月分の「市民の声（防災分野）」に掲載されていた「火災・行方不明者情報の配信方法について」のご意見と同様のことを以前から感じておりました。そのため、回答を拝見いたしましたが、一部について疑問がありましたので、意見・要望を提出いたします。 　まず、行方不明者の捜索については、ご家族の意向や個人情報への配慮が必要であることから、文字情報として一律に配信することが難しいとのご説明について理解いたしました。 　一方で、火災情報については、「個人情報等への配慮が必要であるため、災害情報ダイヤルのみで対応している」との回答について、もう少し詳しくご説明いただきたいと感じました。 　現在は災害情報テレホンサービスにより火災情報を確認できるものと認識しております。しかし、この運用では市民が自ら電話をしなければ火災情報を把握することができません。火災はいつ発生するか予測できず、多くの市民は日中、仕事や外出をしているため、自宅付近で火災が発生していても気付くことが難しい場合があります。その都度、災害情報テレホンサービスへ電話して確認することは現実的ではないと感じます。 　そこでお伺いしたいのですが、回答で示されている「個人情報等への配慮」とは、具体的にどのような点を指しているのでしょうか。 　例えば、 ・配信内容から火災が発生した住宅等の特定につながる可能性があるため ・火災関係者に対する誹謗中傷や風評被害を助長するおそれがあるため ・消防活動の妨げとなる野次馬の増加や現場周辺の混乱を招くおそれがあるため ・沼津市は富士市とは異なり、駿東伊豆消防組合による広域消防体制であることから、沼津市のみを対象としたLINE等による情報配信の運用が難しいため などの理由によるものなのでしょうか。 　差し支えなければ、火災情報を配信していない理由について、可能な範囲で具体的にご教示いただけますと幸いです。 　最後になりますが、個人情報への配慮や運用上の課題など、様々な事情があることは理解しております。一方で、市民が必要な防災情報を適時に受け取ることは、防災・減災の観点からも重要であると考えます。 　今後、火災情報の提供方法について、より分かりやすいご説明をお願いするとともに、市民が必要な情報を適時受け取ることができる情報発信のあり方について、ご検討いただきますようお願いいたします。	この度は貴重なご意見ありがとうございます。 　ご承知のとおり、火災情報につきましては、各種SNS等による市民の皆様への情報配信は行っておらず、災害情報ダイヤル（055-926-0119）でお知らせすることとしております。 　火災情報につきましては、市内全域の皆様に一律に配信する必要性や、出火原因等が特定できない初期の段階で個人の誹謗中傷につながる恐れや、情報の配信が消火活動の妨げとなる可能性等も踏まえ、現在の運用としております。 　なお、令和7年に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受け、乾燥や強風などの気象が、林野火災の予防上危険な状況になった際には、駿東伊豆消防本部から林野火災警報が発令されることとなりました。林野火災警報が発令された場合は、LINE、メール、防災アプリ、ポータルサイトにより、市民の皆様に周知する運用となっております。 　今後とも、配信する情報の内容につきましては、皆様のご意見も参考にしながら検討を重ね、市民の皆様に影響の大きい大規模な火災等については、状況に応じて配信を判断してまいります。	危機管理課

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月10日	8月24日	**認可保育所の保育料負担軽減及び子育て支援施策について** ４月から１歳の娘を認可保育所へ預け、仕事に復帰いたしました。しかし、毎月の保育料の負担があまりにも重く、非常に苦慮しております。 働くために子どもを預けているはずが、「保育料を払うために働いている」ように感じてしまうのが現状です。共働きで世帯収入が上がるにつれ保育料が跳ね上がり、場合によっては認可外保育所よりも負担が大きくなる逆転現象が起きていることには疑問を禁じえません。 つきましては、以下の点について沼津市での検討・対応をお願いしたく意見を提出いたします。 1．第１子を含む認可保育所の保育料軽減・独自助成の検討 算定基準の見直しや市独自の助成など、しっかり就労して納税している世帯が過度な負担を感じない仕組みづくりをお願いします。 2．病気休園等における保育料の日割り・軽減措置の導入 風邪や感染症等で登園できない日が多くても毎月全額の保育料が発生するため、負担感が非常に増します。登園できなかった日数に応じた日割り計算や、一定日数を上回る休園に対する還付・減額措置をご検討いただけないでしょうか。 3．第２子以降の保育料無償化・軽減の拡充 近隣自治体と比較しても支援の充実度に差を感じております。子育て世帯の流出を防ぐためにも、年齢や第１子の就学状況にとらわれない完全無償化などの拡充を期待します。 安心して働きながら子どもを育てられる街となるよう、普通に就労している世帯への実質的な支援の優先度を上げていただくことを切に願っております。	このたびは、ご意見をいただきありがとうございます。 ご要望の内容につきまして、以下のとおり回答いたします。 1　第１子を含む認可保育所の保育料軽減・独自助成の検討について 保育料は、国が定める基準額を上限として、各世帯の市民税額等に応じて各市町が決めることとなります。 沼津市の保育料は、3歳から5歳児までを無償、0歳から2歳児クラスでは市民税非課税世帯を無償、その他の世帯は国の基準の概ね4割から2割程度を軽減した金額とし、子育て世帯の経済的な負担軽減に努めております。 2　病気休園等における保育料の日割り・軽減措置の導入について 保育料は、在籍している皆様が、いつでも保育サービスを利用いただけるよう、施設の維持管理や人件費等の運営経費の一部をご負担いただいているものとなります。この運営経費は、毎月一定額を要することから、登園日数ではなく月単位で算定しております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。 3　第2子以降の保育料無償化・軽減の拡充について 沼津市では、お子様が2人以上いるご家庭の場合は、世帯の所得やきょうだいの年齢、第1子の就学状況等を問わず、同一生計における保育料を一律に、第2子は半額、第3子は無償としています。 また、3歳から5歳児クラスの子どもたちを対象に発生する副食費についても、きょうだいの年齢要件にかかわらず第3子以降は無料としており、国の基準を超える負担軽減を実施しております。 なお、これら以外の経済的負担軽減策としましては、令和8年度から、放課後児童クラブの指導料を、同一生計における第2子以降は全員半額とする新たな取り組みを展開しております。 引き続き、子育てしやすい環境づくりに向けて、国や県、近隣市町の状況も踏まえながら子育て世帯への支援施策等を検討してまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。	こども未来創造課

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月10日	8月18日	**上水道工務課による漏水対応への御礼について** 町内の道路に水が染み出している箇所があり、上水道工務課に相談したところ、早速ガス会社と連携した点検・検査が行われ、8/8には補修工事を実施していただきました。特にこの炎天下にもかかわらず現状で最良と思われる工事を実施して頂き、現場周辺の人たちも漏水事故の不安も解消され安堵しております。私たちの大切な水を守るお仕事として今後も頑張って頂きたいと思っております。ありがとうございました。	このたびは、当課職員の対応につきまして、お礼のお言葉をいただき誠にありがとうございます。通報いただいたことで、早期の漏水修理対応に繋がりました。 今後も引き続き、関係機関と連携し、安心・安全な水道水を安定して市民の皆様にお届けできるよう、日々の維持管理に取り組んでまいります。	上水道工務課
8月17日	8月26日	**ご当地ナンバーについて** 恐らくは色々な方々から提案があったのではないかと思います。自分は125ccバイクで色々な所へツーリングに行くのが趣味なのですが、県内でも県外でも原付ナンバー～小型2輪車（125cc）のご当地ナンバーの車両が多く、そのナンバーの県はどこなのだろう？という興味が湧きました。かなり長く沼津市には居を構えていますが、何か他の県にお住まいの方に沼津市をアピールをするには良いアイデアだと思います。同じ県内でも隣の三島市でもあったり、御殿場市でもあったりで正直悔しいです。 デザイン等沼津市在住の一般公募とか、もしくはラブライブとかをデザインで入れるとか。 ぜひともご検討よろしくお願いします。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 現在、全国の多くの自治体では、創立記念事業などの一環として、地元の特産品やキャラクターなどを配した「原動機付き自転車等のご当地ナンバープレート」を作成しており、地域の魅力を市内外に発信する有効な手段の一つとして、一定の効果を上げているものと認識しております。 当市におきましても、「原動機付き自転車等のご当地ナンバープレート」につきましては、これまで導入に向けて検討を行ってまいりましたが、その作成費用が通常のプレートの数倍に及ぶことに加え、交付を受けられる方が地域内の一部に限られることから、費用対効果の面で慎重な判断が必要であると考えております。こうした状況を踏まえ、現時点では導入に至っておらず、今後についても導入の予定はございません。 今後とも、市政へのご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。	市民税課

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月17日	8月31日	**地区センターにおける沼津市立図書館利用者カードの更新時の対応について** 受付をした〇〇氏の対応について ・本人確認書類 運転免許証を見せたところ、住所に変更はないかと5～6回、何度も聞かれた。普通は免許証を見せて住所に変更はないかと聞くことも、聞かれることもない。変更があれば免許証にその旨表示があると思う。免許証を見れば分かると何度もいうが、逆に変更がないかを何度も聞かれた。 　非常に冷たい態度で、高飛車。「もっと、市民に寄り添った対応をしたらどうか」というもダメ、返答なし。 ・更新後、利用者カードの返却を受けたが、唯、黙ってよこすだけ。こちらから更新されているんですかと尋ねる。 ・本を借りなければ更新はできないというが、そうなのか。 　1週内程前に本を借りたが、その時は本人確認証を持っていなかったから、更新はできなかったが、本は借りられた。返却時に更新をするからと本人確認証を持参するように求められた。 この時のこの方はとても親切で、分かり易い対応だった。 ・事務員でパートで公務員ではないとのことであるが、だからといって雑な対応をしてもよいのか。逆カスハラのように思われた。 ・こんなことで大人気ないと思われるかも知れないが、何度も何度も、同じことを聞かれると…。 ・免許証を見れば住所変更は分かると思うが、警察に確認したらどうか。 ・私はこのようなこと（免許証を提示して）で、免許証の住所変更を聞かれたことは、過去一度もない。聞いたこともない。非常に不愉快。	日頃より、地区センター及び図書館をご利用いただき、ありがとうございます。 また、このたび、ご不快な思いをされたことについて、お詫び申し上げます。 図書館の利用者カードにつきましては、カード更新時に、利用者住所に変更がないか確認を行っております。 確認に当たっては、運転免許証など本人確認書類の提示をお願いしていますが、引っ越しをされて運転免許証の住所変更手続がお済みでない場合もありますので、併せて口頭で住所変更がないか確認をさせていただいています。 また、本を借りるときに利用者カードの有効期限が切れている場合で、本人確認書類をお持ちでないときは、次の来所時に更新手続をしていただくようお願いした上で、そのときに限り、本の貸し出しを行っております。 なお、利用者カードの更新手続は、本を借りない場合でも手続可能です。 このたびは、職員から住所に変更はないか複数回質問されたとのことですが、変更の有無が明確に確認できなかったため、重ねて質問をさせていただいたものです。 お手数をお掛けし申し訳ございませんが、ご住所の確認のため、ご理解をいただきますようお願いします。 地区センター職員の対応につきましては、いただいたご意見をもとに、接遇の向上、及び市民に寄り添った対応を行うよう努めてまいります。	地域自治課

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月19日	9月3日	**箱根裏街道踏切道の交通規制について（全3件）** 10月中旬より踏切が全面的に24時間通れなくなるとのこと。我が家は踏切の向こう側に駐車場があり、24時間、2か月以上も人も車も通れないのは、非常に不便で困ります。歩道設置のためとのことですが、24時間も通行止めにする必要があるのか？夜のみにするか、もしくは人は通れるようにしてほしいです!!!! 本件については、同じタイミングで同様のご意見を3件お寄せいただきましたが、公表に当たっては、うち1件を、代表で掲載させていただきました。 ご了承ください。	この度は、箱根裏街道踏切道工事に伴う交通規制によりご不便をおかけしまして大変申し訳ありません。 現在の本踏切は、前後の道路には両側に歩道があるにもかかわらず、踏切内では片側のみの歩道となっており、人と車が錯綜する危険な状況となっております。 こうした危険な状況を抜本的に解消するため、平成21年に大岡地区連合自治会や単位自治会、老人会連合、地元小中学校PTAの皆様から連名で歩道設置の要望書が提出され、地元の皆様におかれましては長年の悲願の事業がここで進捗することになります。 今回の工事は、地域全体の安全性向上のためのものであり、実施に向けて鉄道事業者及び連合自治会や小中学校と協議を重ねてまいりました。 交通規制につきましては、今年度工事では10月19日から12月23日までの約2か月間にわたり踏切設備を撤去した状態になり、線路内を安全に通行できないことから、ご不便をおかけしますが歩行者も含めて昼夜連続で全面通行止めとなります。なお、工事を行う鉄道事業者からは主に夜間の時間帯に施工するとの説明がありましたので、市としましては工事期間中は昼間だけでも歩行者の通行ができないか打診しましたが、利用者の安全、円滑な鉄道運行に支障があるとのことで、協議が整いませんでした。 また、工事や迂回路の周知につきましては、これまで地域の回覧板やSNS、及び通学する子供たちの保護者様に向けた学校の通信手段等によってお知らせしてまいりましたが、今後とも広報ぬまづ等も含めて多くの方に事前に情報が伝わるよう、より一層の周知徹底を図ってまいります。 工事期間中は皆様の日常生活において迂回等のご負担をおかけすることとなりますが、地域の安全性向上のため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	道路管理課
8月21日	9月4日	**催告書・督促状について** 本来なら担当部署へ電話をかけるべきなのでしょうが、電話をかけてもどうにもならなかったので、失礼かと思ったのですが、こちらにメールをさせていただきました。 以前に3月・4月の水道料金が支払われていないとの催告書を受け取り、水道部へ電話したところ、引き落とし先を変更した際にこちらの分の引き落としが間に合わなかったとの説明を受け、あらためて振込用紙を送るとの話でしたが、今まで待っても振込用紙は届いておらず、代わりに先日また催告状が届きました。いったいどうなっているのでしょうか？ また別件ですが、同じように以前に健康保険料の督促状が届きました。こちらも引き落とし先の変更が間に合わなかったようですが、ずっと以前に振込用紙が届いていたので、期限内に振り込みを済ませていました。振り込みの確認はできたようなのですが、督促手数料として50円を請求されました。50円くらいなので一応は振り込みをしましたが、考えてみれば、きちんと確認をしないで督促状を送ったのは、市の国民健康保険課のミスではないでしょうか？こちらが手数料を払わなければならない義務があるのでしょうか？ そもそも、どうしてこのようなことがたて続けに起きるのでしょうか？昨年沼津市から転居した友人も市役所の対応にたいそう腹を立てていました。些細なことですが、こうしたことが続くと、より一層の人口減少につながったりするのではないかと危惧しております。	水道料金の催告書送付について、水道サービス課からお答えいたします。 お電話でもお伝えさせていただきましたが、納付書の再発行について、ご依頼をいただいた同日に再発行をしておりましたが、お手元には届いていないとのことで、お支払いについてご心配をおかけし、また不愉快な思いをされたこと、お詫び申し上げます。 お客様につきましては、既に口座の登録が完了しているため、ご希望であれば、通常の引き落としとは別の日付になりますが、口座振替も可能となります。ご都合に合わせての対応が可能となります旨、ご確認をさせていただきました。 今後とも水道料金の口座振替にご協力をよろしくお願いいたします。 また、国民健康保険料の督促状及び督促手数料に関するお問い合わせについて、国民健康保険課からお答えいたします。 今回の〇〇様の状況では、3月中に納付義務者の変更手続が行われたため、通常の納期とは別に、4月に「随時期（ずいじき）」と呼ばれる臨時の保険料が発生いたしました。 国民健康保険料の口座振替は通常期（第1期～第8期）のみとなっており、随時期の保険料につきましては、仕組み上、口座振替ではなく「納付書払い」でお願いしております。そのため、市から御自宅へ納付書をお送りし、当初の納期限である4月30日までにお納めいただくこととなっておりました。 しかしながら、金融機関等での御入金が確認できないまま納期限（4月30日）を過ぎてしまったため、規定に基づき、5月20日に督促状を発送いたしました。その後、5月29日に保険料自体はお納めいただきましたが、督促状発送後の御入金となったため、督促手数料（50円）が発生したものです。 7月末に〇〇様にメールでお問い合わせをいただいた際、この督促手数料が未納となっていることを確認いたしましたので、改めて手数料分の納付書をお送りさせていただいた次第です。 制度の仕組みやスケジュールの御説明が不足しており、〇〇様に御不安とご負担をおかけしましたことをお詫び申し上げます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	水道サービス課 国民健康保険課

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月21日	9月3日	**保育園入所について** 保育園の入所について、もう少し早く締切、回答が出ないか。 25日前後で入園が1日だと準備期間もほとんどない。 せめて、15日頃までに回答が出るようにしてほしい。 そもそも希望月で入園できるような予約制度を導入してほしい。 他の市と同じようにしてたら沼津に子供は増えません。	このたびは、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 また、入所選考の結果につきましては、お待たせして申し訳ございませんでした。 保育所等の利用に際し、沼津市では、厳正且つ迅速な事務執行に努めており、入所を希望される月の前月15日を申請期限とし、受け付けた全ての申請に対して保育を必要とする事由や世帯の状況等を確認・審査しております。 また、入所希望が重複した際には、保育の必要性が高いお子様が優先的に入所できるよう、公平な基準に基づき選考を実施した上で、入所内定の旨を、先ずは20日頃に電話で、次いで25日頃に通知を発送してお知らせしております。 このため、ご要望のありました「希望月で入園できるような予約制度」につきましては、優先度を考慮した選考となることから、現時点では導入困難な状況にありますが、いただきましたご意見を踏まえ、保護者の皆様が入園準備に十分な期間を持てるよう、申請スケジュール等について、今後、関係部署と連携し、検討を進めてまいります。 今後も、皆様からのご意見を真摯に受け止め、安心してこどもを育てることができる環境づくりを目指してまいりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。	こども未来創造課
8月21日	9月1日	**らららサンビーチについて** 8月15日、家族でらららサンビーチにうかがいました。 トイレは壊れてる、汚い、ペーパーがない！ 仮設トイレも水が流れない、ペーパーは無い。 シャワーは壊れている、汚い、水浸し。 足洗の水道も全て使用禁止！ 食事はまずい、汚い。 スタッフは事務所内で大騒ぎして、掃除もしないしチンピラ風。 特に飲食販売している若者がお酒を飲みながら、またつまみ食いをしながら接客している様にビックリしました。 公共施設で飲酒しながらの接客はいかがなものでしょうか。 風紀が乱れていて、正スタッフと思われる方も飲食スペース前にたむろして騒いでいました。 ホームページで拝見すると、家族連れ向けに適していると思いましたが、実際は全く違うビーチでした。 公共施設のありかたとして運営を強く考えてほしいです！！	このたびは、らららサンビーチをご利用いただいた際、施設の管理状況やスタッフの対応等により、大変不快な思いをおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。 らららサンビーチは、指定管理者制度により民間事業者が管理運営を行っておりますが、市の施設として、安全で快適にご利用いただける環境を確保することが重要であると認識しております。 今回いただきました、トイレやシャワー、足洗い場等の施設の状況、清掃やトイレットペーパーの補充などの衛生管理、スタッフの勤務態度や接遇等についてのご指摘を受け、市において改めて現地の状況を確認するとともに、指定管理者に対して事実確認を行いました。 その結果、施設の老朽化に伴い、トイレやシャワー設備の一部に快適に使用できない状況や、清掃が行き届いていない状況が確認されたことから、指定管理者に対し、施設の清掃、点検、消耗品の補充など、管理運営全般について必要な改善を図るよう指導いたしました。 施設の老朽化については市としても把握しており、これまでも指定管理者と協議しながら必要な修繕を行ってまいりましたが、今後も、改修が必要な箇所について適切に対応するとともに、大規模な改修が必要な箇所についても計画的に対応し、利用者サービスの低下を招かないよう努めてまいります。 また、8月15日のスタッフの勤務状況について指定管理者に確認したところ、利用者の目に触れる場所で大声で騒ぐ行為や勤務中の飲酒行為は確認されませんでしたが、利用者に誤解を与えかねない言動を取ることのないよう、改めてスタッフへの指導を求めております。 今後も、市において現地の状況や改善状況を確認し、指定管理者と連携しながら、皆様に安心して快適にご利用いただける施設となるよう、適切な管理運営に努めてまいります。 このたびは、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。	水産海浜課

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月25日	9月17日	**沼津駅周辺の学習・作業スペースの現状整理とNUMAZU JAMSでの実証等について** 沼津市在住者として、沼津駅周辺で学生や市民が無料または低負担で利用できる学習・作業スペースについて、現在の状況整理と今後の運用について要望します。 【要望】 主に、次の３点を要望します。 1. プラサヴェルデ、サンウェルぬまづ等について、「年間を通じて、屋内で、予約不要で、学習やPC作業に利用できる場所」が現在どこにあり、何席程度あるのか、利用条件を含めて整理・周知していただきたいです。 2. NUMAZU JAMSには、無料・予約不要で利用できる学習・PC作業席を設けていただきたいです。また、駅北のプラサヴェルデについては、現在存在する自由利用席の場所、席数、利用条件、利用状況をまず把握し、実際の需要に応じて増席、配置変更、案内方法の改善等を検討していただきたいです。 3. 市内で学習・PC作業に利用できる公共スペースについて、場所、利用時間、対象者、予約の要否等を一つのWebページや地図で分かりやすく案内していただきたいです。 ～中略～ 【回答いただきたい事項】 1. 過去に存在した「キラメッセぬまづ2階ラウンジ」は、いつ、どのような理由でラウンジとしての利用を終了したのでしょうか。 2. 当時の2階ラウンジには、一般市民が自由に利用できる机・椅子が何席程度ありましたか。また、その滞在機能は現在どこか別の場所へ移転・代替されていますか。 3. 2階ラウンジの用途変更と、現在のSLやマンホール等の展示利用との間には、どのような経緯があったのでしょうか。 4. 現在のプラサヴェルデについて、「屋内・予約不要・一般市民が自由に利用可能」という条件の席は、どこに何席程度ありますか。また、現在の利用状況や満席になる時間帯等を把握していますか。 5. 現在プラサヴェルデで、学習やPC作業が認められている場所、利用可能時間、受付の要否、時間制限、イベント開催時の扱いを教えてください。 6. 屋上庭園等の屋外席と、年間を通じて利用できる屋内自由席を分けて、過去から現在までの増減を把握しているでしょうか。 7. サンウェルぬまづについて、コロナ禍前と現在で、個人利用可能な机席数や利用可能範囲はどのように変化しましたか。また、現在の時間制限を維持しながら、利用実績に応じて増席することは可能でしょうか。 （次ページへ）	このたびは貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お送りいただいた12の質問事項について、お答えいたします。 【質問1について】 令和２年に、新型コロナウイルスの感染拡大により2階の机と椅子を撤去しました。 【質問2について】 机が5台程度、椅子が各机に4脚程度ありました。2階のフリースペースは別の場所に移転等をしておりません。 【質問3について】 2階フリースペースの撤去は新型コロナウイルスによるもので、その後、同スペースを有効活用するため、広いスペースが必要な展示物等を設置し、市のPR活動に利用しています。なお、通路確保や展示物の管理等、施設運営上の安全面を考慮して机・椅子等の再設置はしておりません。 【質問4について】 コンベンションぬまづ1階に10席、キラメッセぬまづ1階に6席あります。学生の利用が多いため夕方から夜間は混雑しています。 【質問5について】 利用可能時間は施設の開館時間である9時から22時まで、受付は不要です。コンベンションぬまづ側のフリースペースは利用時間を1時間までとしております。全館貸切利用の場合以外は、イベント開催時であっても利用可能です。 【質問6について】 自由にご利用いただける場所であるため、利用者数を把握しておりません。 【質問7について】 サンウェルぬまづは、3階に50席程度、1階に10席程度のフリースペースを設けており、コロナ禍前は、受付をせずに時間無制限での利用を可能としておりました。 コロナ禍以降、フリースペースの利用は、事前受付制とし、3階のフリースペースのみを開放し、利用スペースや利用時間を制限するなどしておりましたが、令和5年に新型コロナウィルス感染症が5類に移行されてから、利用時間などの制限を段階的に緩和してきました。 現在は、コロナ禍前の座席数を確保し、より多くの方に利用していただくため、公平性や利用マナーといった観点から、1回当たりの利用時間を最大120分とし、空きスペースの状況によって1日2回までの利用を可能としております。 また、3階のフリースペースを優先的に開放し、3階の座席が埋まりしだい1階のフリースペースを開放しております。 今後についても、利用者の意見や利用状況を参考に、随時見直しを行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	観光戦略課 福祉企画課 地域自治課 まちづくり政策課 生涯学習課

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
		8. 大手町高校生自習室の延べ5人という実績について、市はその原因をどのように分析していますか。また、「駅南への来街誘導施策としての結果」と「市内における学習場所への需要」を区別して評価していますか。 9. 平日放課後、予約不要、駅北側の通学・帰宅動線上という条件を含め、既存のプラサヴェルデの席の利用実態を測定する考えはありますか。 10. NUMAZU JAMSに無料・予約不要の学習・PC作業席を設け、プラサヴェルデの既存席とあわせて12か月程度、駅南・駅北それぞれの利用実態を比較・検証することは可能でしょうか。 11. その結果、プラサヴェルデの既存席が不足していることが確認された場合には、増席や配置変更を検討することは可能でしょうか。 12. 市内の学習・作業可能な公共スペースについて、利用条件を統一して案内するWebページや地図を整備することは可能でしょうか。 本件は、6千字超にわたるご意見であったため、掲載の都合上、中略させていただきました。 ご了承ください。	【質問8について】 「大手町高校生自習室プロジェクト」は、沼津市民間まちづくり活動支援事業（通称「マチカツ」）として、「沼津駅南高校生勉強応援委員会」から、将来の沼津駅南口エリアの活性化を視野に入れた活動として応募申請があり採択されました。 マチカツのアドバイザー委員からの意見として、「単に学習場所の提供だけでなく、高校生が求める設備を設置する等、学習場所としての魅力を向上させる取組を検討し、事業の発展を試みていただきたい。」という意見と、「若い世代が自由に利用できる学習場所が普及していくための第一歩として、今後の取組を期待したい。」という意見があり、事業者に伝えていたところではありますが、実績として、利用者が少ない結果となったものです。 市としましても、今後もマチカツを活用して事業を継続するのであれば、自習室ニーズの調査や対象者の拡大、予約方法等の検討等、応募時から前回の経験を踏まえた相談にのっていきたいと考えております。 【質問9について】 既存の展示物を移動または撤去した際には、利用実態を調査し、フリースペースの増設も検討してまいります。 【質問10について】 NUMAZU JAMSにおいて市が整備する「地域貢献部」は、まちづくり活動の拠点として、幅広い市民や団体の皆様にご利用いただく空間として想定しております。 そのため、特定の用途である学習・PC作業のための専用席を確保することは予定しておりません。 また、同施設内には地域貢献部以外に一般開放できる屋内空間がないことから、ご要望の学習・作業専用席を設置することは、難しい状況にございます。 【質問11について】 プラサヴェルデはコンベンション施設として、イベントや会議の開催を主たる目的としておりますので、現在、フリースペースはイベントや会議の延長として来場者の簡易な打ち合わせや交流に活用できることも想定し、予約なくどなたでもご利用いただけるようにしております。 用途を限定しないフリースペースは、施設本来の目的との整合性を保ちつつ、多様な市民のニーズに応えることが求められるため、施設全体の利用状況、空きスペース等を考慮した上で検討してまいります。 【質問12について】 頂いたご意見を踏まえ、自主学習等が可能な公共スペースの情報を本市ホームページで紹介し、より分かりやすい情報提供に努めてまいります。 今後も市民や来街者が集い、滞在し、交流し、より魅力的な空間となるような公共施設の整備と情報発信に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月25日	9月2日	**就業時間中における課長席？での私的？金銭授受について** 　８月21日午前10時45分ごろ市役所庁舎の某窓口を利用したものです。窓口での手続きで少し時間が掛かり、待たされている間に目に入ったのですが、窓口の横の通路からスタスタと職員の働いているスペースに何の躊躇なく入っていく女性。そして向かっていったのはその課の課長？と思われる人のもとへ。その後、その課の課長と思われる人は財布から金銭をその女性に受け渡しをしておりました。 ①その女性は市役所の職員なのでしょうか（名札は付けていなかった気がします）。部外者だとしたら、個人情報を扱っているであろう課内に当たり前のように入り込んで行くことを黙認しているのでしょうか。 ②課長と思われる人は就業時間中に私的に金銭の授受を公に行っているのはいかがでしょうか。休憩時間とか勤務時間外にすべきではないでしょうか。 　昨年、〇〇による管理職職員に対する〇〇党機関紙「〇〇」購読強要がありましたが、この女性が〇〇党関係者だとすると、沼津市でも「〇〇」の購読の強要が行われているのかとか、購読を断るとその課の課長は市議会で〇〇党からの質問攻めにあうから仕方なく買わされているのかとか勘ぐってしまいます。 　この女性の正体や、金銭の授受が何に対する金銭なのかはわかりませんが、市民の目がそこにあることを常に意識してほしいです。 　ちなみに、用務で伺ったその課の職員さんはとても印象よく親切に対応していただきました。ありがとうございました。	この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 　また、職員の対応について、お褒めの言葉をいただき、誠にありがとうございます。 　一方で、窓口の奥での職員の行動について、不安や不信感を抱かせてしまい、大変申し訳ございませんでした。 　いただいたご意見について、自動販売機等に飲み物を買いに行くなどの必要な休憩は許容されるものと考えておりますが、部外者の侵入を禁じている場所に私的に業者を呼びつけ、売買等を行うことは許容されません。 　つきましては、詳細についてお話を伺いたいため、よろしければ下記担当者へご連絡をいただきますようお願いいたします。 　ご理解のほど、よろしくお願いいたします。 （人事課　人事係　055-934-4707）	人事課
8月27日	9月16日	**ハクビシン被害について** 　駿河台公園周辺で数年前からハクビシンがよく出ます。餌付けをしている人がいるとのうわさもあり、心配しています。 　犬の散歩中に犬がハクビシンに噛まれてその衝撃で転倒し骨折した年配の方や、若い男性でも噛まれた方がいます。 　今週は2度もハクビシンを見たので、家族が噛まれないか不安です。早急に駆除していただけないでしょうか。	このたびは、ハクビシンの出没についてご連絡いただきありがとうございます。 　市では、ハクビシンによる被害等の相談を受けた場合、現場の状況を確認した上で、必要に応じて対策を実施しております。 　今回ご連絡いただいた駿河台公園周辺については、現地において、出没状況や周辺環境等を確認し、箱わなを設置いたしました。 　今後も、鳥獣による被害の状況に応じた対策を実施してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	農林農地課

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月28日	9月10日	**学校給食の質と予算について** 　最近、子どもから学校給食の話を聞き、心配になっています。 　以前と同じような肉のコロッケかと思ったら、実際にはグリーンピースなど別の食材を多く使ったものだったり、物価高の影響なのか、食材や献立にかなり苦労しているように感じることが増えました。 　もちろん、限られた予算の中で栄養バランスを考え、毎日の給食を提供してくださっている現場の皆さんには感謝しています。 　だからこそ、市にはもっと給食そのものに予算を充てていただきたいです。 　物価がこれだけ上がっている中、家庭の食費も大きな負担になっています。家庭環境によっては、学校給食が子どもにとって一日の中でも非常に重要な食事になっている場合もあると思います。 　子どもの成長期の「食」は、節約の影響をできるだけ受けてほしくない分野です。 　市では、SNS・動画を利用した広報事業、婚活支援、各種補助制度、駅前をはじめとする整備事業など、さまざまな施策に予算が使われています。それぞれに目的があることは理解しています。 　しかし、限られた財源の中で優先順位を考えるのであれば、まずは今この市で育っている子どもたちの食事や教育環境に、より手厚く予算を配分していただきたいです。 　特に学校給食については、単に「必要な栄養価を満たしているか」だけではなく、十分な量や食材の質、子どもたちが楽しみにできる内容になっているかという点も含め、現在の物価に見合った給食費・給食予算になっているのか、改めて検討していただきたいです。 　目立つ事業や新しい施策を増やすこと以上に、子どもたちの毎日の食事のような、地味でも絶対に欠かすことのできない部分を大切にする市政であってほしいと思います。 　学校給食の食材費について、物価上昇分を市としてさらに支援することができないのか、ぜひ検討をお願いいたします。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 　いただいたご意見につきましては、学校給食運営に関するものであるため、教育委員会から回答いたします。 　本市の給食献立は、児童生徒の成長に必要な栄養価を維持するため、文部科学省の「学校給食実施基準」に基づき作成しています。 　また、子どもたちが生涯健康に過ごすことができるように、学校給食が、栄養のバランスや適切な食事量、食材の組み合わせ、調理方法等を学ぶ「生きた教材」となるよう努めております。 　ご指摘いただいたコロッケは、「野菜コロッケ」と推測いたしますが、食材費の調整ではなく、野菜が苦手な子どもでも食べることが出来るように、コロッケとして食べやすく提供しているものです。 　物価高騰の影響につきましては、学校給食の質の確保のため、給食費単価を、令和4年度に約10%、令和7年度に約10%、更に令和8年度は約5%、合計で約25%増額しておりますが、増額分については公費で負担しております。 　物価高騰の状況下ではありますが、子どもたちに必要な栄養価や給食の質を維持し、毎日楽しく、美味しい給食となるよう、努めてまいりますので、引き続き御理解をよろしくお願い申し上げます。	学校施設課

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月28日	9月10日	**沼津市役所の土日稼働について** 単刀直入になってしまいますが、件名の通り、市役所の土日稼働を要望させて頂きます。 私は平日の日中は仕事をしており、市役所が稼働してるタイミングでは、なかなか利用することが難しいです。 土日どちらか、加えて稼働時間を短縮するかたちでも良いので、御一考いただければ幸いです。 どうぞ、よろしくお願い申し上げます。	ご要望をいただき、ありがとうございます。 近年、開庁時間を短縮する自治体が増えており、一部の自治体においては、ご要望のような開庁時間を短縮する一方で土曜日の午前は開庁する、特定の曜日は窓口受付時間を延長するなどの取組を行っている事例もあります。 本市においては、先ずは、市民の皆様が来庁せずにいつでもどこでも手続きが行えるよう、下記のとおりデジタル化等を推進し、市民サービスの向上に努めております。その上で、経費に見合った適切な開庁時間等について検討していくこととしておりますので、ご理解頂きますようお願いいたします。 【休日等も利用可能なサービス例】 〇電子申請 一部の申請や届出は、インターネットに接続されているパソコンやスマートフォンからの手続きが可能です。詳細は下記リンクよりご確認ください。 https://city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/todokede/digitalsign/index.htm 〇コンビニ交付サービス 事前に暗証番号（4桁）を登録したマイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、課税証明書等を全国のコンビニエンスストアにあるマルチコピー機から取得できるサービスです。 〇各種証明書の郵送手続き 市ホームページ等から入手した交付申請書に必要事項を記入して、本人確認書類等その他の必要書類を同封の上、市役所（市民課）に送付し、必要な証明書を自宅に送ってもらう制度です。住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、課税証明書等を対象として実施しています。 〇戸籍関係届の24時間受付（閉庁時は守衛室） 出生届・死亡届・婚姻届などの戸籍関係届は、土日、祝日、年末年始を問わず24時間市役所（閉庁時は守衛室）で受付を行っています。 〇パスポート日曜交付窓口 事前に申請したパスポートを日曜日に受け取ることができるように、本庁舎市民サービスコーナーで日曜交付窓口を開設しています。 〇住民異動繁忙期における休日窓口の開設 転勤や卒入学に伴う引っ越しで住民異動手続きが増える3月末から4月当初に、住民異動手続きの他、国民健康保険の加入脱退手続きなどを行う期間限定休日窓口を開設しています。 〇市税等の夜間相談窓口の開設 市税等の夜間納付相談窓口を定期的に開設しています。	政策企画課

受付日	完了日	件　名　・　内　容	回　答（市の考え方や対応など）	担当課
8月31日	9月18日	**沼津駅前への企業誘致・移住促進について** 沼津市出身で、最近都内からUターンした者です。沼津は豊かな自然と整った生活環境、東京へのアクセスも良い素晴らしい街ですが、「若い世代が働きたいと思える職の選択肢」が圧倒的に足りないと感じています。 今後、若者や子育て世代の定住・移住をさらに進めていくために、以下の施策をご検討いただきたく存じます。 (1) 駅前エリア（イーラde・BiVi等）のオフィス化と企業誘致 ＊求人は飲食・介護・工場ワークなどが中心となっており、若い世代のキャリアの選択肢が狭く、上京の大きな原因となっています。 ＊これ以上の大型商業施設よりも、駅前にはIT系、出版・デザイン・ゲームなどのクリエイティブ系、大手企業の支社など、若者が働きたくなるようなオフィスを増やしてほしいです。 ＊現在のイーラdeやBiViをオフィスビルへ転換するなど、駅前を「働ける街」に生まれ変わらせることを希望します。 (2) 東京通勤者への交通費・家賃補助の実施 ＊沼津の東京へのアクセスの良さを最大限に活かし、東京へ通勤する人向けの交通費（定期代）の補助や、若い単身者向けの家賃補助を出してほしいです。移住のハードルが下がり、「東京の仕事を続けながら沼津に住む」という選択をする人が増えると思います。 沼津市がさらに発展していくことを心より願っております。何卒よろしくご検討いただけますと幸いです。	この度は、貴重なご意見と本市への温かい応援をいただき誠にありがとうございます。 はじめに、(1) 駅前エリア（イーラde・BiVi等）のオフィス化と企業誘致についてお答えいたします。 IT系や出版・デザイン・ゲームなどのクリエイティブ系などの企業を駅前エリアに集積することは、空きオフィスの活用が図られるだけではなく、新たなビジネスチャンスをはじめ、人の流れや消費を生み出し、街の賑わいの創出につながるものと考えております。 このような中、本市におきましては、他市町に先駆けて平成30年度から本市に進出するIT・通信業を対象に、通信回線使用料・賃貸料・事務所改装費に対し「沼津市ITオフィス等進出事業費補助金」を交付しており、これまでに11社のIT企業等が本市に進出しております。また、静岡県東京事務所とも連携し、首都圏等の企業に向け進出の働きかけを行うなど、IT企業等の誘致に取り組んでおります。 今後も引き続き、積極的な誘致活動を行うことで、駅前エリアへのIT系企業等の集積に努めてまいります。 続きまして、(2) 東京通勤者への交通費・家賃補助の実施についてお答えいたします。 首都圏への通勤費や単身世帯の住居費の支援につきましては、対象者と対象外となる市民との公平性や、将来にわたる定住効果等について慎重な検討が必要であるため、現時点ではこれら制度の導入はしていないところです。 しかしながら、若者や子育て世代の移住・定住を促進する上での貴重なご提案として受け止め、他市町の事例等を参考に、制度の転出抑制効果や地元への定住効果の検証も含め検討してまいります。	産業政策課 ぬまづプロモーション課
8月31日	9月10日	**open numazu parkletについて** open numazu parkletについてです。 ７月のオープン時以来、特にイベント等は行われていないようで、車線をひとつ潰してまで設置する必要があったのか疑問に思っています。 せめてイベント等が行われていないときは着物屋さんや大山クリニック側のほうはバリケードを外しておくことはできませんか？ 配達業者の方たちも停車ができず困っているようです。 ご検討お願い致します。	日頃より、沼津市行政にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。 また、貴重なご意見を頂きありがとうございます。 （都）三枚橋錦町線のイーラde南側道路に設置したパークレットについては、本年３月に当該道路がほこみち（歩行者利便増進道路制度）指定されたことに伴い、仲見世前横断歩道東側区間では既存パークレットを拡張するとともに、暑熱対策として日陰を生むパーゴラや屋根付きベンチテーブルを設置し、仲見世前横断歩道西側区間にはキッチンカー等の購買施設が設置可能なスペースを確保しております。 また、車道との境には防護柵を設置し、歩行者や施設利用者の安全に配慮しております。 これらの整備により、道路空間を車両の通行だけではなく、人々が滞在する空間やまちの活性化に寄与する空間として活用することが可能となります。 今回ご意見のあった部分において、防護柵を外すことは、一般車両の進入につながり、歩行者の安全確保や長時間の路上駐車を防止するという観点から難しいと考えております。 一方、配達業者様が荷卸しに苦慮していることも認識しております。現状でも一時的な停車は可能ですが、荷卸しに配慮した空間となるよう、関係機関と協議し、改修について検討してまいります。 また、イベント時のみならず、日常的に活用が行われるように、本格的な運用に向けたルール等を策定中であり、まちなかの活性化につながる施設となるよう努めて参ります。 施設設置の主旨にご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。	まちづくり政策課